

## 病児・病後児保育施設の新規開設について

本市では、保護者の子育て及び就労の両立を支援するため、保育所や放課後児童クラブ等での保育が困難な病児・病後児を一時的に保育する病児・病後児保育事業を実施しています。近年の高まるニーズへの対応のため、現在、受入枠の拡充に取り組んでいるところであり、この度、市内に3か所目となる病児・病後児保育施設（保育所併設型）を新設しますので報告いたします。

### 1 病児・病後児保育施設について

#### (1) 住所及び名称

明石市西明石南町2丁目13-14  
平野ビル1階

(仮称)病児保育室フルーツバスケット  
〔定員5名〕

#### (2) 運営事業者

社会福祉法人 明育

(明石市大久保町西脇字相田356-1)

※当該法人は「フルーツバスケット保育園（大久保町西脇）〔定員90名〕」、  
「フルーツバスケットすえひろ保育園（西明石南町）〔定員19名〕」他1施設を運営しています。

#### (3) 開設予定日

令和6年6月

#### (4) 開園（保育）時間

7時30分から18時まで（平日のみ）※土日曜日・祝日、年末年始は休園

#### (5) 利用できる対象年齢

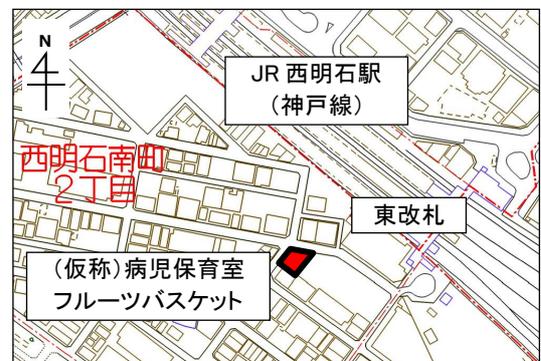
生後6か月から小学6年生まで

#### (6) 利用できる疾患

急性期または回復期と診断された急性上気道炎、急性咽頭炎、急性気管支炎やインフルエンザ（A・B型）など、下記の病気またはけがの場合

- ・風邪、消化不良などの乳幼児が日常かかる疾病
- ・インフルエンザ、水痘、風疹などの感染症疾患
- ・喘息などの慢性疾患
- ・骨折、熱傷などの外傷性疾患

※ただし、麻疹、結核などの感染力の強い疾患の場合や、入院加療の必要がある場合等は利用することができません。



#### (7) 医療機関との連携

病児・病後児保育施設は、児童のかかりつけ医の指示書に基づき保育し、必要に応じ、かかりつけ医に相談等します。また、医療機関でない施設が病児・病後児保育施設を運営する場合は、あらかじめ選定した指導医と連携して児童の一般的な状態についての相談や、児童の容態が変化した場合の診察の対応をします。

緊急時には児童を受け入れてもらうための医療機関（協力医療機関）をあらかじめ選定しておき、事業運営への理解を求めるとともに、協力関係を構築します。

指導医及び協力医療機関については、現在調整中です。

### 2 広報、利用促進の取り組み

ホームページ、広報あかしで広報するほか、市内保育施設等へ周知します。

### 3 その他

今後は、子育て世帯の増加が著しい大久保北地区において新規開設を検討中です。